

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成25年3月5日)

- 1 平成24年度国補正予算（国土交通省関係）の配分について【県土総務課】……1ページ
- 2 さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン（案）について 【空港港湾課】……4ページ

県 土 整 備 部

# 平成 24 年度国補正予算（国土交通省関係）の配分について

平成 25 年 3 月 5 日  
県 土 総 務 課

平成 24 年度国補正予算（国土交通省関係）の配分が 2 月 26 日に発表されましたが、県土整備部関係の概要は次のとおりです。

## 1 直轄事業（県土整備部所管分、事業費ベース）

(百万円)

	配分額		【参考】 県補正予算額		充足率 ①/②
	事業費①	県負担額	事業費②	県負担額	
道路事業	782	125	4,700	909	0.17
河川事業	2,597	485	2,598	485	1.00
海岸事業	104	19	104	19	1.00
砂防事業	588	110	588	110	1.00
港湾事業	785	39	785	39	1.00
空港事業	1	0.2	3	1	0.33
計	4,857	778	8,778	1,563	0.55

(注) 1 県負担額がない維持管理事業、ゼロ国債事業を除く。

2 港湾事業には境港管理組合分（事業費 685 百万円、組合負担額 225 百万円）を含む。

### (1) 道路事業

- ・鳥取自動車道及び米子道路への付加追越車線の設置 750 百万円  
(岡山県内の姫路鳥取線（佐用～西粟倉）にも 270 百万円の配分)
- ・事前防災・減災を目的とする維持管理 2,263 百万円 ※県負担額なし
- ・ゼロ国債 351 百万円 鳥取西道路（100 百万円）、駒馳山バイパス（251 百万円）

(単位：千円)

	事業箇所	今回配分		【参考】県補正予算額	
		事業費	負担金	事業費	負担金
改築	姫路鳥取線（智頭～鳥取）	300,000	30,000		
	志戸坂峠道路	150,000	28,000		
	米子道路	300,000	56,000		
	駒馳山バイパス			3,500,000	653,334
	山陰道			1,100,000	205,334
交通安全	国道 9 号交差点改良等	32,000	10,667	100,000	50,000
小計		782,000	124,677	4,700,000	908,668
維持管理	国道 9 号老朽化対策等	2,263,000			
計		3,045,000	124,677	4,700,000	908,668

## (2) 河川事業

- ・千代川 445百万円 秋里地区ほかの河道掘削等
- ・天神川 905百万円 大原地区ほかの護岸整備等
- ・日野川 950百万円 青木地区の河道掘削等
- ・斐伊川 25百万円 米子地区の築堤
- ・ゼロ国債 376百万円 河川改修(千代川 194百万円、天神川 182百万円)
- ・工作物応急対策 272.2百万円 千代川、天神川、日野川の樋門ゲート改善等
- ・維持管理 1,596百万円 ※県負担額なし
- ・堰堤維持事業 11.5百万円 菅沢ダム管理施設の補修 ※県負担額なし

## (3) 海岸事業

- ・皆生海岸 104百万円 両三柳工区の養浜等の侵食対策

## (4) 砂防事業

- ・砂防堰堤工 588百万円 大谷砂防堰堤(三朝町大谷)ほか4箇所
- ・ゼロ国債 460百万円 三の沢砂防堰堤(江府町大河原)ほか2箇所

## (5) 港湾事業

### ○境港

- ・中野地区国際物流ターミナル整備事業 600百万円
- ・沖防波堤(改良) 85百万円
- ・ゼロ国債 沖防波堤(延伸) 178百万円

### ○鳥取港

- ・西防波堤 100百万円

## (6) 空港事業

- 米子鬼太郎空港 1百万円 駐機場の雷害対策
- 鳥取空港 195百万円 庁舎・管制塔耐震対策、無線施設更新 ※県負担額なし

## 2 補助事業（県土整備部所管分、事業費ベース）

(百万円)

	配分額①	【参考】 県補正予算額②	充足率 ①/②
道路事業	1,180	1,180	1.00
空港事業	58	58	1.00
計	1,238	1,238	1.00

### (1) 道路事業

- ・地域高規格道路 1,160 百万円 岩美道路（850 百万円）、倉吉道路（310 百万円）
- ・道路附属物等の点検 20 百万円 道路の標識、照明等の損傷を把握するための点検

### (2) 空港事業

- ・鳥取空港 58 百万円 誘導路の老朽化対策

## 3 交付金（県土整備部所管分、事業費ベース）

(百万円)

	配分額①	【参考】 県補正予算額②	充足率 ①/②
社会資本総合整備	8,905	10,406	0.86
社会資本整備総合交付金	1,023	1,639	0.62
防災・安全交付金	7,882	8,767	0.90

<参考>

### ○防災・安全交付金 ※新設

大規模地震や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策、老朽化した社会資本等の総点検の実施、長寿命化等戦略的維持管理・改修の実施、通学路対策等地方公共団体が実施する国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保等に資する事業に重点的に配分。

### ○社会資本整備総合交付金

I C アクセス道路等基幹的交通インフラの整備、交通結節点機能の強化等の事業に重点的に配分。

# さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン（案）について

平成25年3月5日  
水産課  
境港水産事務所  
空港港湾課

平成25年2月22日（金）にさかいみなと漁港・市場活性化協議会（会長 大谷和三（社）境港水産振興協会会長）に係る「漁港」「市場」「食と観光」の3つのワーキンググループの合同会議が開催され、「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン（案）」について協議が行われた。  
「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」は、平成24年度末に策定を予定。

## 1 さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン（案）の概要

### 課題

- 災害への対応（耐震基準未対応）、係留岸壁の充実、漁港利用者の利便性の向上
- 水産資源の減少（S61～H6：50万トン超→近年約10万トン）、魚種組成の変化、魚価安
- 手狭な上屋・荷揚げ岸壁、衛生管理対応の遅れ、市場施設の老朽化
- 魚離れ、消費地ニーズへの対応（食の安全・安心、手軽さ、産地一次加工）、海外消費量の増大
- 水産物直売センターの集客の長期減少傾向、観光分野との連携、食育・魚食普及活動の促進

### 将来のあるべき姿

社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場

### ＜基本目標＞

- ◇災害に強く、消費者の「安心・安全」のニーズに対応した高度衛生管理型の漁港、市場
- ◇付加価値の向上を推進するとともに、大量水揚げ・迅速処理にも対応できる漁港、市場
- ◇新鮮で豊富な水産物を提供し、地域の観光資源となり、地元に愛される漁港、市場

### ＜取組方針と具体的な施策＞

#### 信頼される漁港・市場づくり (漁港・市場機能の強化)

- 災害に強い漁港、市場
  - ・地震、津波対策
  - ・避難場所の確保
- 衛生管理の強化
  - ・高度衛生管理型市場の整備
  - ・衛生管理体制の構築
  - ・汚水処理施設の改修
- 周辺環境の整備
  - ・休憩岸壁の充実
  - ・利用者のための施設整備
  - ・臨港道路の高潮・振動対策

#### 活力がある漁港・市場づくり (集荷・販売力の強化)

- 水揚物の付加価値の向上
  - ・まき網物の小ロット販売による単価アップ
  - ・産地一次加工の推進
  - ・境港ブランドの創出
  - ・管理記録の保持・情報提供
- 水産物の販路拡大
  - ・活魚出荷の推進
  - ・海外市場の開拓
- 陸上処理能力のアップ
  - ・需給調整
  - ・効率的な水揚げができる漁港・市場への再構築

#### 親しまれる漁港・市場づくり (観光連携及び地域活性化の推進)

- 観光分野との連携
  - ・魅力ある水産物直売センターの創出
- 漁港見学ツアーの充実
  - ・早朝セリ見学の実施
  - ・見学通路の整備
- 食育・魚食普及活動の推進
  - ・継続的な食育・魚食普及活動

## 2 高度衛生管理型市場の概要

### (1) 高度衛生管理型市場の内容

- 消費者の「安全・安心な食品を」というニーズに対応するためには、高度な衛生管理を導入した水産物市場へ刷新することが不可欠となっている。
- そこで、国の高度衛生管理基本計画の策定を受け（H25年度）、市場施設のあり方を抜本的に見直し、高度な衛生管理対策を講じた市場整備を行う。
- また、水揚げから出荷までの品質、衛生面での管理を徹底するため、生産者、荷受、仲買業者、行政等の市場関係者が一体的に衛生管理対策に取り組む体制を整備する。

### (2) 今後の予定

- |        |                                                |
|--------|------------------------------------------------|
| H24年度末 | さかいみなと漁港・市場活性化ビジョンの策定                          |
| H25年度  | 高度衛生管理基本計画の策定（国）                               |
|        | 高度衛生管理マニュアル等の検討                                |
| H26年度  | 基本設計、実施設計                                      |
| H27年度～ | 順次施工（～29年度を想定）<br>高度衛生管理マニュアルの策定、高度衛生管理実施体制の整備 |

#### 【国が目指す高度衛生管理とは】

陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、（生物的、化学的あるいは物理的）危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取り組みの持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施ならびに記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制が構築されていること。

- 地元関係者による衛生管理体制の構築
- 岸壁と荷捌き所の一体的整備、水産物・人・車両の動線計画の導入
- 清浄な水・氷の確保、排水・廃棄物の適正処理

